

出生届後の手続きについて

ご出産おめでとうございます。

長久手市にお住まいの方は、出生届のほかにも下記の手続きがあります。

窓口番号 担当課	手続き	必要なもの	備考
⑧ 保険医療課	子ども医療費 受給者証	・ 子が加入する保険の被 保険者の資格確認書等	満 1 8 歳になる年度末（高校 卒業）まで使えます。
2 階 ⑪ 子ども 家庭課	児童手当	・ 本人確認ができるもの 第 1 子の場合 ・ 口座情報が分かるもの ・ 請求者・配偶者のマイナ ンバーが分かるもの	生まれた日の翌日から 1 5 日以内★に申請してくださ い。 ※ 第 2 子以降出生の場合も 増額の申請が必要です。
⑦ 保険医療課	子の 国民健康保険 加入の届出	・ 親の本人確認ができる もの（顔写真付きのもの）	社保扶養に入らない方が対 象です。
	出産育児 一時金申請	・ 母の本人確認ができる もの（顔写真付きのもの） ・ 出産費用の領収・明細書	長久手市の国保に加入して いる方が対象です。
	保険税 産前産後免除 申請	・ 母の本人確認ができる もの（顔写真付きのもの） ・ 親子健康手帳（母子健康 手帳）	長久手市の国保に加入して いる方が対象です。
	国民年金 産前産後免除 申請	・ 母の年金番号がわかる もの、またはマイナンバー カード ・ 親子健康手帳（母子健康 手帳） ・ 本人確認ができるもの （顔写真付きのもの）	国民年金 1 号加入中の母が 対象です。
2 階 ⑪ 子ども 家庭課	低体重児届出	・ 親子健康手帳（母子健康 手帳） または 低体重児届出書	2, 5 0 0 グラム未満のお子 様が誕生した方が対象です。 出生後、速やかに届け出てく ださい。
③ 市民課	出生届出済 証明 ※ 出生届届出先 で手続きをして ください。	・ 親子健康手帳（母子健康 手帳）	親子健康手帳（母子健康手 帳）に「出生届出済証明」を 受けていない方は、お早めに 手続きをしてください。

★ 期限の最終日が土日・祝日など休日の場合、その次の市役所の開庁日が期限日になります。

長久手市役所（0561-63-1111）

なお、長久手市以外の市町村にお子様の住所を設定される方は、住所登録地の役所に今後の手続きをお尋ねください。